

○厚生労働省令第八十九号

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第四百四十二号）の施行に伴い、及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第二条第二項の規定に基づき、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月一日

厚生労働大臣 長妻 昭

厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「じん肺症若しくはじん肺（じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第一項第一号に掲げる疾病をいう。）」を「じん肺管理区分が管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺（石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号に規定する疾病を除く。）、じん肺管

理区分が管理二若しくは管理三に相当すると認められる者に係る石綿肺」に、「（第四条において「石綿によるじん肺症等」という。）、「良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚」を「又は良性石綿胸水」に改める。

第四条の見出し中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条中「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（以下「令」という。）」を「令」に、「第十六条」を「第十七条」に改め、同条の表二の項中「石綿によるじん肺症等」を「じん肺管理区分が管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺又はじん肺管理区分が管理二若しくは管理三に相当すると認められる者に係る石綿肺と合併したじん肺法施行規則第一条第一号から第五号までに掲げる疾病」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「第十六条」を「第十七条」に改める。

附 則

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。